

「(仮称)西田敏行メモリアルコーナー」設置業務委託仕様書

1 業務名

「(仮称)西田敏行メモリアルコーナー」設置業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

3 業務目的

本業務は、郡山市名誉市民で本市出身の俳優 故 西田敏行 氏の功績を広く紹介するため、写真、衣装、出演作品に関する資料、受賞記念品等を展示するメモリアルコーナーを整備するものである。

本事業により、西田氏のこれまでの活動や郡山市との関わりを発信するとともに、本市の認知度向上、交流人口の創出及び市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

4 業務方針

(1) ターゲット

本業務のターゲットは、本市市民や西田敏行氏のファン層とするが、特に若年層を含めた新たな本市のファン層の獲得に向け、幅広い来場者の獲得を図ること。

(2) 入場料等

本コーナーの観覧料及び関連イベントの参加費用等は無料とする。

(3) 公開時期及び設置場所

メモリアルコーナーの公開日は令和8年11月21日(土)とし、設置場所は次のとおりとする。ただし、9月21日(月)までは、市民プラザギャラリー予約の関係で設置工事が行えないことに留意すること。

メモリアルコーナーは、期間を定めず常設展示とする。なお、令和9年度以降において新たな維持管理費等の経費は発生しないことに留意すること。

設置場所：ビッグアイ6階 市民プラザギャラリー(郡山市駅前二丁目11番1号)

【幅約9.5m×奥行約8.2m×高さ約2.8m】

(4) 開設記念イベント

メモリアルコーナーの設置を契機として、西田氏の功績や魅力を広く発信するため、関連する特別イベントを実施し、来場機運の醸成を図ること。

5 業務内容

受注者は、発注者と協議の上、次の業務を実施すること。

(1) 展示企画・設計

- ア 西田氏の功績を紹介する展示構成及び展示ストーリーを企画すること。
- イ 展示レイアウト、展示物配置、来場者動線等の展示設計を行うこと。
- ウ 若い世代の来場者も楽しめる展示となるよう、創意工夫を行うこと。
- エ 映像上映等を活用し、来場者に西田氏の魅力や功績が伝わる展示演出を検討すること。
- オ 来場者数を把握できるよう出入者自動計測装置を設置するなど環境整備すること。
- カ 展示品として借用する物品については、施錠やアクリルケースでの保管等、十分に破損・盗難防止の対策を施すこと。

(2) 展示物の制作及び調達

- ア 次の展示物について制作又は調達を行うこと。
 なお、その他本業務に価値を付加する展示物がある場合は、提案すること。

展示物	数量	備考
西田氏の歴史年表	一式	作成を要する
出演作品等に関する写真パネル	60点程度 なお、写真家 山岸 伸氏の作品を10～20点程度取り入れること。	西田敏行展「愛してるぞ～い！」（昨年度実施）で使用した出演作品の写真データを多数保有しているが、今後権利関係等の確認を要する。
衣装展示	マネキン6体分程度	番組出演した際の私物等を保有している。
楽曲 CD、書籍等の関連資料展示	一式	購入及び手配を要する
受賞記念品の展示	一式	今後、西田氏の関係者と協議していく。

- イ 展示物の制作に当たり、必要なデザイン、パネル制作、印刷等を行うこと。
- ウ 展示物の調達に当たり、購入する必要がある場合、費用は本業務の委託料に含むものとする。
- エ 展示物の借用等が必要な場合は、権利者との調整を行うこと。借用先は発注者とし、契約を要する際は発注者が契約する。なお、費用は本業務の委託料に含むものとする。
- オ 展示物については、発注者と連携しながら使用許可の確認や調達を行い、決定すること。

(3) 展示ブースの制作及び設置

- ア 展示壁面パネル等の制作
- イ 衣装や受賞記念品等の展示用ショーケース及びマネキンの設置
- ウ 映像モニター等の設置

エ 照明設備の設置

オ キャプション・案内表示等の制作および設置

カ 来場者が安全に観覧できるよう、安全対策を講じること。

キ 消防法その他関係法令を遵守するとともに、施設管理者と十分協議の上、安全管理及び避難経路の確保等に配慮すること。

(4) 映像及びコンテンツ制作

ア 本市の保有する西田氏に関する映像データをメモリアルコーナーの映像コンテンツとして適切な動画になるよう編集すること。また、上映環境を整備すること。

イ 必要に応じて著作権処理を行うこと。

(5) 著作権及び権利処理

展示に必要な写真、映像、音楽等の使用に当たり、必要となる著作権、肖像権その他の権利処理を行うこと。

(6) 広報物の制作

メモリアルコーナーの周知を図るため、次の広報物を制作すること。

なお、デザインや広報方法については、発注者と協議の上決定すること。

ア ポスター

イ 案内スタンド看板

(7) メモリアルコーナー設置記念イベントの企画・運営

ア メモリアルコーナーの公開に合わせ、記念イベントを実施すること。

イ イベントは、西田氏の専属カメラマンとして長年活動してきた写真家 山岸 伸 氏をゲストとしたトークショーとし、これまで撮影してきた写真と西田氏とのエピソードや撮影秘話等を紹介する内容とする。

ウ トークショーの実施日は令和8年11月22日（日）とする。

エ イベント会場はビッグアイ7階 全大会議室を使用するものとする。

オ イベント参加者は160名程度とし、事前申込みによる抽選方式により参加者を決定すること。なお、参加者について発注者と協議の上、決定すること。

カ イベント参加費は無料とする。

キ イベントの実施に当たり、会場設営、進行管理、受付及び来場者誘導等の運営を行うこと。なお、施設の設備を使用することができる。

ク 山岸氏との出演調整については、必要に応じて発注者と連携しながらイベント運営を行うこと。

ケ 山岸氏のトークショーの実施にあたり、出演に係る諸経費として50万円程度を想定するものとする。受注者はトークショーにおける司会者やゲストの手配を行う必要はないものとする。

なお、当該イベントに係る経費は本業務の委託料に含むものとする。

6 実施計画及び実施体制等の報告

受注者は、契約締結後、速やかに次の事項を発注者へ提出すること。

- (1) 実施計画
- (2) 業務実施体制
- (3) スケジュール

7 報告書及び成果品の提出

- (1) 本業務に関する実施報告書
- (2) 制作された展示物及び広報物データ
- (3) その他、本業務により制作された成果品データ

8 成果品の納期

令和9年2月26日（金）まで

9 納品場所

郡山市政策開発部選ばれるまち推進課

※納品方法等の詳細は協議の上決定する。

10 業務体制等

- (1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認を適宜行い、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、来場者の安全確保を徹底すること。
- (2) イベントに参加する関係者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係るマネジメントを行うこと。
- (3) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

11 一括再委託の禁止

- (1) 本業務の規定する主要な部分とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを原則再委託することはできない。
 - ア 業務における指揮、監督、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 本業務の「軽微な部分」とは、個人情報を取り扱わないもので、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、映像編集、搬入搬出の運送等とする。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

12 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。業務責任者は、委託業務現場における事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に際し、必要となる著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は、受注者が行うこと。経費は委託料に含むものとし、著作権関係の紛争が生じた場合は、適切に処理すること。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、個人情報保護法等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 天災地変その他の不可抗力により、実施が困難となった場合、延期または中止とする。延期の場合、両者協議の上、再度、実施日を決定する。中止の場合、委託料の範囲内で業務に要した費用を支払うこととする。
- (9) 受注者は、本業務の会場となる現場の状況把握や設置物の点検に努めるとともに、業務従事者や関係者へ必要な安全教育を行い、事故防止に万全を期さなければならない。
- (10) 業務の実施に際し、事故等が発生した場合には、受注者は、現場の状況把握を行い、事故等の状況について速やかに発注者に報告しなければならない。
- (11) 本業務において制作した成果品や購入した物品は、発注者に帰属するものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。